

旭区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務会計年度任用職員要綱

制定 令和2年1月10日

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、旭区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用及び選考方法)

第2条 会計年度任用職員は、次の各のいずれかに該当する者の中から、筆記試験及び口述試験の内容を総合的に勘案して任用する。

- (1) 臨床心理士認定資格を有する者
- (2) 公的機関、医療機関、社会福祉施設、教育施設での心理相談業務を2年以上勤務した経験のある者
- (3) 前各号に準ずる者であって、第3条に規定する業務を遂行するに必要な知識及び能力を有する者

(業務内容)

第3条 会計年度任用職員は次の業務に従事するものとする。

- (1) 1歳6か月児、3歳児健康診査事業における心理相談業務
- (2) 発達相談事業(フォロー健診)における心理相談業務
- (3) 4・5歳児発達障がい相談事業における心理相談業務
- (4) 育児教室(3か月児健診後のフォロー教室)事業における心理相談業務
- (5) 乳幼児健診後の乳幼児と養育者への継続的支援業務
- (6) 発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務
- (7) 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
- (8) 庁内関係部署との連携(子育て支援室など)
- (9) 関係機関との連携(医療機関、療育機関、保育機関など)

(雇用期間)

第4条 雇用期間は1年以内とする。

(再度の任用)

第5条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

なお、主管課長は、業務の性質その他の事由によりこの規定により難いときは、休日及び勤務時間を別に定めることができる。

(1) 勤務日数

- ア 1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- イ 1日7時間30分の勤務時間で週3日の勤務日
- ウ 1日7時間30分の勤務時間で週1日の勤務日

(2) 勤務時間

- ア 午前9時00分～午後5時15分
- イ 午前9時15分～午後5時30分

(3) 休憩時間

45分

(4) 休日

- (a)日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日のうち本市が定める曜日
- (b)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- (c)12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）。

(休日勤務)

第7条 主管課長は、前項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

また、休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで又は当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定する。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、旭区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。